

日本版スチュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価

当社は、資産運用を行う機関投資家として、受託者責任を適切に遂行する観点から、以下の通りスチュワードシップ活動に取り組みました。前回以降 2023 年 6 月までの活動結果をふまえて、すべての原則について概ね適切なスチュワードシップ活動が実施できたと評価しています。以下の通り、その結果を公表します。

原則 1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

(自己評価)

当社は、資産運用を行う機関投資家として、受託者責任を適切に遂行する観点から、議決権を行使すべきこと、当該議決権行使を企業価値の増大の観点から最良の結果をもたらすよう行使することが重要であると理解し、議決権行使の考え方を公表しています。

<https://www.im.natixis.com/jp/resources/voting-rights-policy>

また、運用再委託先における方針を確認し、同方針に関するコミュニケーションを必要に応じて適宜とっております。

原則 2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

(自己評価)

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用会社に再委託しているため、利益相反に関する状況を四半期毎にモニタリングし、必要に応じて具体的事例や方針を確認することにより、利益相反の管理に努めました。また、当社においては想定される利益相反の回避に関する社内規程を定めて引き続き適切に管理しております。全社員向けに実施しているコンプライアンス研修等において、利益相反行為について説明を行いました。

原則 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

(自己評価)

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用会社に再委託しております。原則として再委託先の方針を尊重しつつも、再委託先のスチュワードシップ・コード受け入れ状況やスチュワードシップ活動等を報告書等により確認しました。また、独自に四半期毎に投資先

企業の関連指標などのモニタリングを実施しました。

原則 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

(自己評価)

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用会社に再委託しております。原則として再委託先の方針を尊重しつつも、再委託先のスチュワードシップ・コード受け入れ状況やスチュワードシップ活動、具体的な対話事例等を報告書により確認しました。

原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるように工夫すべきである。

(自己評価)

当社は、議決権行使の考え方および議決権行使結果をホームページに公表しています。

<https://www.im.natixis.com/jp/resources/voting-rights-policy>

また、議決権行使の結果において、疑義等生じた場合、運用再委託先と緊密に連絡を取り、その状況を把握するよう努めております。

原則 6. 機関投資家は、議決権の行使を含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

(自己評価)

当社は、議決権行使結果に係る集計並びに個別開示をホームページで公表しています。

<https://www.im.natixis.com/jp/resources/disclosure-of-the-results-of-exercising-voting-rights>

加えて、顧客・受益者が求める場合には個別に求められる形式にあわせ、会議などを実施するなど定期報告を行いました。

原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

(自己評価)

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用会社に再委託しております。再委託先がスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えているか、報告書、運用実績報告における個別銘柄選択・売買の理由として提供される投資先企業の評価等により確認しました。